

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年1月21日

東京都作業部会確認年月日 令和2年1月22日

事業名 東京2020大会にかかる聖火台制作等業務委託

案件名 同上

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		・本件の経費は、大枠の合意に基づき、組織委員会、東京都、国、それぞれの役割に応じて相当額を負担する。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・本件は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・開催都市契約大会運営要件等で求められており、開会式及び閉会式並びに大会期間中において、聖火台の制作設置及び運営は必須である。	
	効率性	・制作等内容や必要な事業費が変動した場合でも、適正な規模・効率的な執行となるよう管理を徹底すること。	
	納得性	・執行見込額がV4予算の範囲内であることを確認した。 ・聖火台の安全と安定的な運営を行えること、さらには先駆的技術の活用を条件に業務を行う必要があることから、特別契約方式を採用し選定することを確認した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・開会式及び閉会式並びに大会期間中において必要な事業であるため、公費負担の対象として適切であると考ええる。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。